

## 函館市医師会看護・リハビリテーション学院 学校関係者評価委員会規程

### (目的)

第1条 この規定は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 本学院は、より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

### (委員の委嘱等)

第3条 委員会を構成する委員は6名以上とし、本学院の教職員以外で次に掲げる者のうちから学院長が委嘱する。

- (1) 実習施設関係者
- (2) 関連教育機関関係者
- (3) その他教育に関する有識者

### (役割)

第4条 委員会は、本学院で行われた教育活動及び学院運営の状況についての自己評価の結果を踏まえた学校評価を行い、その結果を学院長に報告する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。  
2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。  
2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。  
3 委員長は委員会を代表し、委員会を招集し、その議長となる。  
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

### (会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、予め書面をもって意思を表示した者は出席者としてみなす。  
2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

### (委員以外の者の出席)

第8条 委員が必要と認めたときは、委員以外に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付則 本規程は、令和 2年 2月 12日から施行する。  
本規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。(一部改正)

学校関係者評価委員会 構成員一覧

委員氏名	区分	任期	備考
大原正範	学院長	令和5年4月～令和7年3月	理事長
遠藤力	委員長	令和5年4月～令和7年3月	法人役員
枝澤寛	副委員長	令和5年4月～令和7年3月	法人役員
吉田紳一郎	委員	令和5年4月～令和7年3月	法人役員
三橋鈴代	委員	令和5年4月～令和7年3月	実習関係者
三橋正子	委員	令和5年4月～令和7年3月	関連教育機関関係者
久保ユミ	委員	令和5年4月～令和7年3月	教育に関する有識者
三上貞芳	委員	令和5年4月～令和7年3月	関連教育機関関係者
浜克己	委員	令和5年4月～令和7年3月	教育に関する有識者
田中和子	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	副学院長
石田裕二	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	副学院長
佐々木光樹	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	事務部長（湯の川）
高橋良弘	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	事務部長（五稜郭）
本間かほり	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	学科長
平塚健太	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	学科長
鈴木康裕	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	学科長
千葉馨	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	学科長
成田大一	オブザーバー	令和5年4月～令和7年3月	センター長